

## 2 庶務諸給与事務

### (1) 通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
東住吉高等学校	<p>自転車等の使用距離について、自宅から勤務公署まで10.2kmで認定されていたが、キルビメーター（※）を使用して確認していなかった。キルビメーターで再確認したところ10km未満（9.8km）であり、この結果、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 688 1377 846"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月から 平成28年9月まで</td> <td>291,000円</td> <td>175,200円</td> <td>115,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）キルビメーター：図形上の曲線の長さを図る道具。主に地図上の道路、鉄道などの距離を測るのに用いる。</p> <p>（参考） 【通勤認定の取扱いについて（通知）】 （平成27年3月19日 教委職企第2054号） 「通勤認定の取扱い・事後の確認（見直しの概要）」 （抜粋） ※国土交通省国土地理院発行の地図（縮尺5万分の1以上のものに限る。）等を用い、キルビメーターを使用して行う。なお、距離の測定にあたっては、世間で広く認められている電子地図（縮尺5万分の1以上のものに限る。）を活用することができる。（インターネット上で提供されている地図ソフトを含む） ※なお、距離の測定結果が例えば1kmや2kmなどの場合は、キルビメーターや実測といった方法を用いて、支給要件の判定における正確性を担保してください。</p>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成25年4月から 平成28年9月まで	291,000円	175,200円	115,800円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 二 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（以下略） 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。 二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第26条の3第1項の規定による承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、一月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額。（以下略） ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円 ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円 【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>本認定について、自転車等の使用距離について、自宅から勤務公署までキルビメーターを使用して、地図の経路を再度確認し9.8kmであるので、平成28年6月から認定を変更した。 今後、通勤手当の認定事務については、申請者から提出される通勤経路の確認においては、関係規則等に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成25年4月から 平成28年9月まで	291,000円	175,200円	115,800円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月24日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
長野高等学校	<p>通勤経路において、バスを乗り継ぎする場合の運賃50円引きとなる割引制度を考慮せず通勤手当額を算出していたため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="460 562 1350 850"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年4月から 平成28年9月まで</td> <td>226,764円</td> <td>205,866円</td> <td>20,898円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成27年4月から 平成28年9月まで	226,764円	205,866円	20,898円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b>  第5条 条例第14条第2項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> </div>	<p>当該職員について、正しい運賃により通勤手当の認定を改めて行った。  また、過払いとなっていた通勤手当は、過年度分は平成28年6月に、現年度分は平成28年7月に戻入した。  今後、担当者及び決裁者で申請内容を精査し、適正な認定を行う。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成27年4月から 平成28年9月まで	226,764円	205,866円	20,898円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月31日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
福泉高等学校	<p>自家用自動車による通勤認定については、教育庁通知により掲げられた要件に合致し、真にやむを得ないと判断した場合に限り認定できる旨が規定されている。</p> <p>同校では、教職員のうち31名について「生徒指導上、自家用自動車による通勤が必要と考えられる事例」に該当するとして自家用自動車による通勤認定を行った。しかし、その後、認定時の事由を常に確認すべきところ、当該確認が行われることなく31名が自家用自動車による通勤を継続していた。</p>	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【職員の給与に関する条例】</b>  第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。  二 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（以下略）</p> <p><b>【自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いの改正について（通知）】</b>  （平成27年3月19日付け教委職企第2004号）  「自動車通勤認定及び特別な事情による臨時的な通勤許可について」</p> <p>1) 自動車通勤認定  自家用自動車等による通勤認定については、駐車場を確保し、かつ、下記に掲げる要件に合致し、真にやむを得ないと判断した場合に限り、認定することができる。なお、自家用自動車の使用による通勤認定が行われた場合であっても、認定時の事由について常に確認するものとし、認定事由が消滅した場合には、速やかに公共交通機関による通勤認定届出をさせるものとする。（中略）</p> <table border="1" data-bbox="923 947 2306 1713"> <thead> <tr> <th data-bbox="923 947 1210 989">区分</th> <th data-bbox="1210 947 1932 989">具体的内容</th> <th data-bbox="1932 947 2306 989">根拠法令等及び留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="923 989 1210 1713">(6) 生徒指導上、自家用自動車による通勤が必要と考えられる事例</td> <td data-bbox="1210 989 1932 1713"> <p>① 生徒指導上の問題事象が多発し、かつ公共交通機関の利便性を欠く学校において、生徒指導主事等主担者が、年間を通じて関係機関等との連絡調整等に自家用自動車の使用が必要な場合</p> <p>② 部活動指導業務に係わる業務で、校外の練習施設を使用することを常態とし、当該練習施設に赴くにあたって生徒に運動用具等を搬送させたとしても、なお自動車等で搬送すべき共用の運動用具等が存在する場合。なお、常態とは、年間活動日数の半分を超える場合とする。</p> <p>また、大規模改修工事等により、校外の練習施設を使用することを常態としなければならない場合は、その工事期間内において通勤認定を行うことができる。</p> <p>③ 常態的に早朝・夜間に、部活動指導、補習業務に従事する場合で、その始業前、又は終業後による通勤が、通勤不便に該当する場合又は通勤時間が大幅に短縮（約半分）される場合</p> </td> <td data-bbox="1932 989 2306 1713"> <p>※前年同月期の実績等を参考に判断するものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	具体的内容	根拠法令等及び留意事項	(6) 生徒指導上、自家用自動車による通勤が必要と考えられる事例	<p>① 生徒指導上の問題事象が多発し、かつ公共交通機関の利便性を欠く学校において、生徒指導主事等主担者が、年間を通じて関係機関等との連絡調整等に自家用自動車の使用が必要な場合</p> <p>② 部活動指導業務に係わる業務で、校外の練習施設を使用することを常態とし、当該練習施設に赴くにあたって生徒に運動用具等を搬送させたとしても、なお自動車等で搬送すべき共用の運動用具等が存在する場合。なお、常態とは、年間活動日数の半分を超える場合とする。</p> <p>また、大規模改修工事等により、校外の練習施設を使用することを常態としなければならない場合は、その工事期間内において通勤認定を行うことができる。</p> <p>③ 常態的に早朝・夜間に、部活動指導、補習業務に従事する場合で、その始業前、又は終業後による通勤が、通勤不便に該当する場合又は通勤時間が大幅に短縮（約半分）される場合</p>	<p>※前年同月期の実績等を参考に判断するものとする。</p>	<p>指摘のあった自動車通勤認定の31名については次のとおり処理をした。</p> <p>20名については、公共交通機関及び交通用具での通勤方法とする旨の届出に基づき認定を改めた。</p> <p>6名については、家庭訪問や関係機関への出張を命じる頻度が高い生徒指導担当者に対し、自家用自動車等による通勤を認めた。</p> <p>3名については、育児保育要件に変更する必要がある、そのうち2名については届出に基づき認定を改めた。残り1名については育児休業中により手続ができないため、勤務復帰後、適正に変更手続を行う。</p> <p>残り2名については、退職した者2名である。</p> <p>今後とも、自家用自動車等の通勤認定については、条例等に基づく適切な事務処理に努める。</p>
区分	具体的内容	根拠法令等及び留意事項							
(6) 生徒指導上、自家用自動車による通勤が必要と考えられる事例	<p>① 生徒指導上の問題事象が多発し、かつ公共交通機関の利便性を欠く学校において、生徒指導主事等主担者が、年間を通じて関係機関等との連絡調整等に自家用自動車の使用が必要な場合</p> <p>② 部活動指導業務に係わる業務で、校外の練習施設を使用することを常態とし、当該練習施設に赴くにあたって生徒に運動用具等を搬送させたとしても、なお自動車等で搬送すべき共用の運動用具等が存在する場合。なお、常態とは、年間活動日数の半分を超える場合とする。</p> <p>また、大規模改修工事等により、校外の練習施設を使用することを常態としなければならない場合は、その工事期間内において通勤認定を行うことができる。</p> <p>③ 常態的に早朝・夜間に、部活動指導、補習業務に従事する場合で、その始業前、又は終業後による通勤が、通勤不便に該当する場合又は通勤時間が大幅に短縮（約半分）される場合</p>	<p>※前年同月期の実績等を参考に判断するものとする。</p>							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月27日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
警察本部 交通部 交通総務課	<p>職員に対し、他に最も経済的かつ合理的な経路があるにもかかわらず、別の経路で認定されていたため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="486 489 1570 646"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年4月から同年9月まで</td> <td>64,900円</td> <td>49,040円</td> <td>15,860円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成28年4月から同年9月まで	64,900円	49,040円	15,860円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b>            第5条 条例第14条第2項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> </div>	<p>通勤手当が過払いとなっていたものについては、速やかに適正な通勤認定経路へ変更措置を講じた。            今後は、経路による運賃等の比較を慎重に行うこととする。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成28年4月から同年9月まで	64,900円	49,040円	15,860円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月2日から同年7月15日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
城東警察署	<p>職員に対し、他に経済的な経路があるにもかかわらず、別の経路で認定されていたため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="486 531 1576 688"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年10月から 平成28年9月まで</td> <td>460,740円</td> <td>351,020円</td> <td>109,720円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成27年10月から 平成28年9月まで	460,740円	351,020円	109,720円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b>  第5条 条例第14条第2項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> </div>	<p>通勤手当が過払いとなっていたものについては、速やかに適正な通勤認定経路へ変更措置を講じた。  今後は、経路による運賃等の比較を慎重に行うこととする。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成27年10月から 平成28年9月まで	460,740円	351,020円	109,720円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月2日から同年7月15日まで）